

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公表番号】特表2016-528428(P2016-528428A)

【公表日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-055

【出願番号】特願2016-526683(P2016-526683)

【国際特許分類】

F 0 4 D	29/62	(2006.01)
F 0 4 D	29/42	(2006.01)
F 0 4 D	17/10	(2006.01)
F 0 1 D	25/00	(2006.01)
F 0 1 D	25/24	(2006.01)
F 0 2 C	7/00	(2006.01)

【F I】

F 0 4 D	29/62	C
F 0 4 D	29/42	H
F 0 4 D	17/10	
F 0 1 D	25/00	X
F 0 1 D	25/24	D
F 0 1 D	25/24	R
F 0 2 C	7/00	E
F 0 2 C	7/00	D

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月3日(2017.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

圧縮機を横断する気体の流れ方向の上流縁(8)および下流縁(10)を備える、タービンエンジンのケーシング(13、15)に固定されるように意図される遠心圧縮機のカバーにして、前記カバー(1)は複数の開口(16)およびケーシングに固定するための手段を備えるカバーであって、前記カバーは、上流固定手段(20)が開口(16)に対して上流に位置しており、該上流固定手段(20)は、カバー(1)の前記開口(16)のうちの少なくとも1つを通じて固定具(22)によってアクセス可能であることを特徴とする、カバー。

【請求項2】

前記開口(16)が、圧縮機内の空気取り込みを目的とする、請求項1に記載の遠心圧縮機カバー。

【請求項3】

前記上流固定手段が、外フランジ(14)、および前記フランジを穿通する固定孔(20)を備え、ユニットが、固定具(22)によって作動可能な、ネジ(18)およびナット(19)タイプの締め付け手段(18、19)と協働するように意図されている、請求項1または2に記載の遠心圧縮機カバー。

【請求項4】

前記外フランジ（14）が、前記カバー（1）を完全に包囲する壁を形成する、請求項3に記載の遠心圧縮機カバー。

【請求項5】

各固定孔（20）が、前記開口（16）のうちの少なくとも1つを通る1つの締め付けネジ（18）を受けることができるよう構成されている、請求項4に記載の遠心圧縮機カバー。

【請求項6】

前記フランジ（14）が、カバー（1）の上流縁（8）の付近に延在する、請求項3から5のいずれか一項に記載の遠心圧縮機カバー。

【請求項7】

タービンエンジンのケーシング（13）に対して保持するための下流フランジ（12）をさらに備え、このフランジは、前記開口（16）と下流縁（10）との間でカバー（1）の外壁に締結されて封止手段を形成する、請求項3から6のいずれか一項に記載の遠心圧縮機カバー。

【請求項8】

請求項3から7のいずれか一項に記載のカバー（1）を有する遠心圧縮機を備えるタービンエンジンであって、該タービンエンジンのケーシング（15）が、締め付け手段（18、19）が締め付けられたときに、カバー（1）の上流フランジ（14）との封止接続を形成するように配置されている、タービンエンジン。

【請求項9】

タービンエンジンのケーシング（13、15）が、前記カバー（1）とともに、カバーの開口（16）を通る空気を回収する少なくとも1つの閉鎖空間（17）を形成するように配置されている、請求項8に記載のタービンエンジン。

【請求項10】

カバー（1）の開口（16）のうちの少なくともいくつか、および前記空気回収空間（17）が、空気取り込みシステムに加わるように設計されている、請求項9に記載のタービンエンジン。